

議案第一八号

三朝町管塵芥焼却場設置条例の一部を改正する条例について
三朝町管塵芥焼却場設置条例の一部を次のように改正するもの
とする

昭和三十六年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

三朝町管塵芥焼却場設置条例の一部を改正する条例

三朝町管塵芥焼却場設置条例（昭和三十年三朝町条例第十九号）
の一部を次のように改正する

第三条中「臨時従生夫も二人置く」とあるを「臨時従生夫も三人
置く」に改める

附 則

この条例は公布の日から施行する

昭和三十六年三月十七日 原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

